

(広報資料)

平成30年7月11日
京都市都市計画局

〔建築指導部建築安全推進課〕
電話 222-3613

ブロック塀等の除却を支援！

ブロック塀等の安全対策に係る支援制度及び支援窓口の創設について

6月18日(月)に発生した大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀の安全性が社会問題化しています。

この度、本市では、建築関係団体との連携の下、市民・地域の皆様の不安を解消し、安心・安全なまちづくりの取組を支援するため、下記のとおり、ブロック塀等の安全対策に係る支援制度を創設するとともに、既存の相談窓口を拡充した支援窓口を設置しますので、お知らせいたします。

記

1 ブロック塀等の安全対策に係る支援制度

(1) 支援制度の内容

ア 支援制度の対象となるブロック塀等

(ア) ブロック塀の形状

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)で地面からの高さが1.0m以上のもの。

(イ) ブロック塀等の場所

- 道に面するもの
- 公園、幼稚園、保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの(これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外)

※ ただし、「イ ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度」の対象となるのは安全対策が必要なブロック塀等に限ります。

イ ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度 (別紙参照)

ブロック塀等の除却工事の費用の一部を助成します。

(ア) 助成対象者

- ・ 自己の所有するブロック塀等を除却する者
- ・ 他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て除却する者(ブロック塀等の関係者(近隣住民、施設管理者等)に限る。)

(イ) 助成金額

次に掲げる金額のうち、最も低い金額

- ・ 除却しようとするブロック塀等の長さ \times 8,000円/mを乗じた額
- ・ 除却工事費用（ブロック塀等の基礎及び附属物の除却費用を含む。）の3分の2
- ・ 15万円

ウ ブロック塀等の点検に係る専門家派遣制度

ブロック塀等の所有者又は関係者（近隣住民、施設管理者等）からの申請を受けて、京都市建築物安心安全実施計画推進会議に参画する建築・設計団体の専門家（建築士）が現地に出向き点検を行います。

(ア) 点検項目

- ①塀の高さ及び厚さ、②控え壁の有無（高さ1.2m以上の場合）、③基礎の有無、④塀に傾き、ひび割れ等はないか

(イ) 点検方法等

現地で外観目視により点検を行います。

(2) 受付期間

平成30年7月13日（金）～平成31年3月1日（金）

※ 予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

(3) ブロック塀等の除却工事の費用に対する助成制度の特例措置

6月18日以降に除却工事を行った方については、特例的に事後の申請による助成を行います（ただし、8月31日までに行った方に限ります。）。詳細はお問い合わせください。

(4) 申請方法

ア 除却工事の費用に対する助成制度

工事の契約・着手の前に、窓口で交付申請を行ってください。

なお、必要書類は、「2 ブロック塀等の支援窓口」で配布するほか、京都市ホームページからもダウンロードが可能です。

URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240176.html>

イ 専門家派遣制度

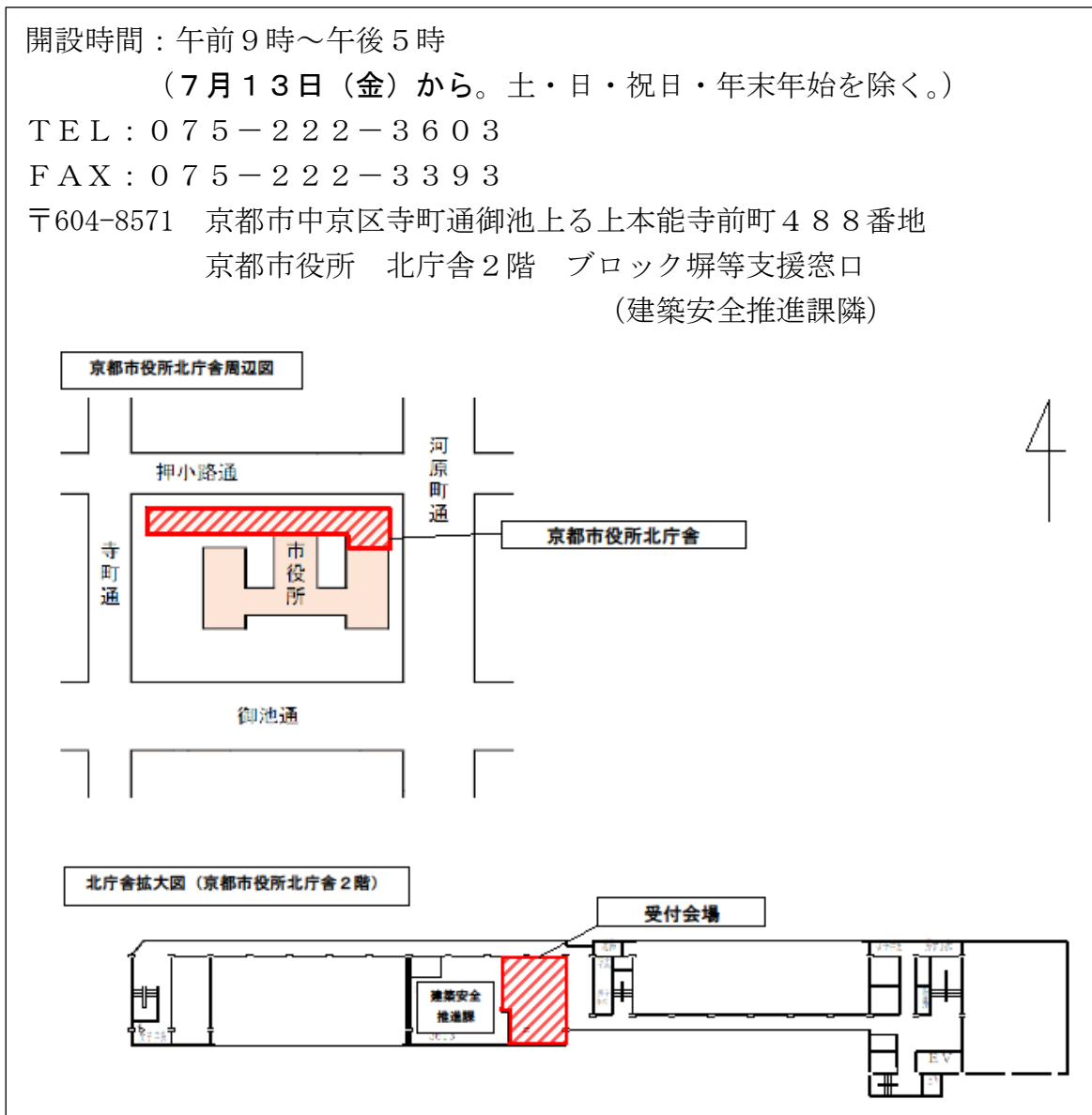
「2 ブロック塀等の支援窓口」の電話又は窓口にて御相談ください。

(5) その他

通学路に面するブロック塀等で、地面からの高さが2.2mを超えるもの、もしくは著しいひび割れや傾きがあるなどの危険性の高いブロック塀等については、申請の有無に関わらず随時専門家を派遣し、現地での点検を行います。

2 ブロック塀等の支援窓口

7月13日（金）からブロック塀等の安全対策に関する専用窓口を開設します。
支援制度の内容やブロック塀等で不安な点など、お気軽にお問い合わせください。



<関連する助成制度について>

※ 密集市街地等内の主に幅員4m未満の袋路に面する、倒壊のおそれがあるブロック塀等については、除却やそれに替わる塀、生垣の新設に要する費用を補助する「**危険ブロック塀等改善事業**」があります。

都市計画局 まち再生・創造推進室 密集市街地・細街路担当 連絡先 222-3503

※ 市街化区域内の私有地において、原則、幅員4メートル以上の公衆用道路に面する場所の中・高木や生け垣を新規に植栽する場合に、植栽費用を支援する「**京都市民有地緑化支援事業**」があります。

建設局 みどり政策推進室 緑化推進担当 連絡先 741-8600